

県南広域振興局長告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年12月18日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 花巻衣川線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 奥州市衣川区陣場下40番1地先から瀬原47番2地先まで
 - (2) 奥州市衣川区瀬原49番1地先から西磐井郡平泉町平泉字森下2番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月20日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 平成24年12月18日から平成25年1月18日まで